

石川県公報

令和元年12月26日(木曜日)

号 外

(第 53 号)

目 次

規 則	人事委員会
○石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 1	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 5
	○石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則 7

規 則

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十号

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

石川県技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十五年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一(第3条関係)

給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	132,600	184,000	205,700	252,100	280,700
	2	133,500	185,500	206,900	253,300	282,600
	3	134,500	187,000	208,300	254,400	284,200
	4	135,400	188,500	209,600	255,500	285,900
	5	136,400	189,700	210,900	256,400	287,700
	6	137,400	191,200	212,300	257,600	289,300
	7	138,400	192,600	213,700	258,700	290,900
	8	139,400	193,900	215,100	259,900	292,500
	9	140,200	195,300	216,400	261,000	294,000
	10	141,200	196,300	218,000	261,800	295,800
	11	142,200	197,600	219,600	263,000	297,500
	12	143,300	198,700	221,000	264,200	299,300
	13	144,100	199,900	222,200	265,200	300,700
	14	145,100	201,000	223,700	266,200	302,400
	15	146,100	202,100	225,200	267,100	304,000

16	147,200	203,200	226,500	268,000	305,500
17	148,300	204,100	227,400	269,000	307,000
18	149,600	205,200	228,100	270,100	308,600
19	150,800	206,200	229,000	271,100	310,200
20	152,000	207,200	230,100	272,000	311,900
21	153,100	208,100	230,900	273,000	312,900
22	154,300	209,200	232,400	273,900	314,400
23	155,500	210,300	233,700	274,900	315,800
24	156,700	211,300	234,800	275,700	317,300
25	157,800	212,200	236,200	276,500	318,400
26	159,300	213,100	237,500	277,600	319,900
27	160,800	213,800	238,800	278,700	321,300
28	162,300	214,700	240,100	279,800	322,700
29	163,700	215,600	240,900	280,700	324,300
30	165,100	216,800	242,100	281,800	325,500
31	166,600	217,800	243,400	282,800	326,800
32	168,100	218,700	244,500	283,800	328,000
33	169,500	219,300	245,600	284,500	329,100
34	171,300	220,500	246,800	285,400	330,000
35	173,100	221,600	247,900	286,300	331,100
36	174,900	222,800	249,100	287,400	332,200
37	176,600	223,300	250,400	288,000	333,300
38	178,300	224,400	251,400	288,900	334,400
39	180,000	225,600	252,700	289,800	335,400
40	181,700	226,600	254,000	290,700	336,400
41	183,200	227,400	255,000	291,300	337,400
42	184,600	228,600	256,200	292,300	338,400
43	185,900	229,600	257,100	293,300	339,400
44	187,300	230,800	258,400	294,200	340,400
45	188,900	231,900	259,200	294,900	341,300
46	190,200	232,800	260,200	295,800	342,300
47	191,600	233,900	261,300	296,700	343,300
48	193,000	234,900	262,200	297,600	344,300
49	194,300	235,900	263,400	298,300	345,200
50	195,400	236,900	264,400	298,900	346,100
51	196,500	237,900	265,500	299,600	347,000
52	197,700	238,900	266,200	300,400	347,800

	53	198,800	240,000	267,100	301,000	348,600
	54	199,900	241,000	268,200	301,800	349,400
	55	200,800	241,700	269,400	302,500	350,200
	56	201,900	242,400	270,600	303,200	350,900
	57	203,000	243,300	271,400	303,900	351,600
	58	204,000	244,200	272,500	304,600	352,400
	59	205,000	245,100	273,600	305,400	353,300
	60	206,000	245,800	274,600	306,100	354,000
	61	207,100	246,600	275,600	306,700	354,700
	62	208,000	247,500	276,700	307,400	355,400
	63	208,900	248,400	277,500	308,100	356,100
	64	209,800	249,300	278,600	308,800	356,800
	65	210,500	250,100	279,400	309,300	357,400
	66	211,300	250,900	280,200	309,800	357,900
	67	212,000	251,700	281,000	310,400	358,400
再任	68	212,800	252,400	281,800	311,100	358,900
用職	69	213,200	253,100	282,400	311,700	359,300
員以	70	213,800	253,700	283,200	312,100	359,800
外の	71	214,100	254,100	284,000	312,600	360,300
職員	72	214,500	254,500	284,700	313,100	360,800
	73	214,700	254,700	285,500	313,400	361,200
	74	215,100	255,100	286,200	313,900	361,700
	75	215,600	255,600	287,000	314,400	362,200
	76	216,200	256,100	287,800	314,800	362,700
	77	216,400	256,400	288,400	315,000	363,100
	78	217,100	256,800	288,900	315,300	363,600
	79	217,600	257,300	289,400	315,600	364,100
	80	218,100	257,800	289,800	315,900	364,600
	81	218,800	258,100	290,200	316,200	365,000
	82	219,100	258,400	290,600	316,500	365,500
	83	219,700	258,700	291,100	316,800	366,000
	84	220,400	259,000	291,600	317,100	366,500
	85	221,000	259,200	292,000	317,300	366,900
	86	221,400	259,400	292,600	317,700	367,400
	87	221,800	259,700	293,200	318,000	367,900
	88	222,500	260,000	293,800	318,200	368,400
	89	223,000	260,200	294,100	318,400	368,800
	90	223,500	260,400	294,600	318,700	369,300

91	224,000	260,800	295,100	319,000	369,800
92	224,400	261,000	295,500	319,300	370,300
93	224,800	261,300	295,900	319,500	370,700
94	225,200	261,700	296,400	319,800	
95	225,600	262,000	296,900	320,100	
96	225,900	262,300	297,400	320,300	
97	226,200	262,500	297,700	320,500	
98	226,700	262,800	298,100	320,800	
99	227,200	263,000	298,600	321,100	
100	227,700	263,300	299,100	321,300	
101	228,100	263,600	299,500	321,500	
102	228,600	263,800	299,900	321,800	
103	229,200	264,100	300,200	322,100	
104	229,900	264,400	300,500	322,300	
105	230,300	264,600	300,800	322,500	
106	230,800	264,800	301,200		
107	231,100	265,100	301,600		
108	231,500	265,300	302,000		
109	231,700	265,600	302,300		
110	232,100	265,900	302,700		
111	232,600	266,200	303,100		
112	233,000	266,400	303,400		
113	233,200	266,600	303,600		
114	233,700	266,900	303,900		
115	234,200	267,100	304,200		
116	234,700	267,300	304,400		
117	235,000	267,600	304,600		
118	235,400	267,900	304,900		
119	235,800	268,200	305,200		
120	236,200	268,500	305,400		
121	236,600	268,700	305,600		
122		268,900	305,900		
123		269,200	306,200		
124		269,500	306,400		
125		269,700	306,600		
126		269,900	306,900		
127		270,200	307,200		
128		270,500	307,400		

	129		270,700	307,600		
	130		270,900	307,900		
	131		271,200	308,200		
	132		271,600	308,400		
	133		271,800	308,600		
	134		272,000			
	135		272,300			
	136		272,600			
	137		272,800			
再任用職員		194,100	205,200	223,700	244,600	275,400

別表第七中 「57 57 57 58 58 58 59 59 59 60 60 61 61 62 62 63」 を 「56 57 57 57 57」

「58 58 58 58 59 59 59 59 60 60 61」 に、 「46 47 48 49 49 50 50 51 51 52」 を 「45」

「46 46 47 47 48 48 49 50 51」 に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の石川県技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の石川県技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

4 改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 四 号

一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

(一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 施 行 規 則 の 一 部 改 正)

第 一 条 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 施 行 規 則 (昭 和 三 十 二 年 石 川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 三 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 六 十 三 条 の 二 中 「職 員 と し」 を 「者 と し」 に 改 め、 同 条 第 一 号 中 「、 若 し く は 失 職 し」 を 削 り、 同 条 第 二 号 中 「又 は 失 職」 を 削 り、 「、 又 は」 を 「又 は」 に 改 め る。

第 六 十 八 条 の 二 第 一 項 第 二 号 中 「、 若 し く は 失 職 し」 を 削 る。

第 七 十 一 条 第 一 号 中 「百 分 の 百 八 十 五」 を 「百 分 の 百 九 十 五」 に、 「百 分 の 二 百 二 十 五」 を 「百 分 の 二 百 三 十 五」 に 改 め る。

別 表 第 八 八 の 表 中

42	43	44	45	45	46	46	47	47	48
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

 を

41	42	42	43	43	44	44	45	46
----	----	----	----	----	----	----	----	----

47

 に 改 め、 別 表 第 八 二 の 表 中

46	46	47	47	48	48	49	49	50	50	51	51	52
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

 を

45	46	46
----	----	----

46	47	47	47	48	48	48	49	50	51
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

 に、

62	62	63	63	64	64	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

66	66	66	66	66	66	66	67	67	67	67	67	67	67	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	69
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

 を

61	62
----	----

62	62	63	63	63	64	64	64	65	65	65	65	65	65	65	65	65	66	66	66	66	66	66	66	66	67	67	67
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

67	67	67	67	68	68	68	68
----	----	----	----	----	----	----	----

 に 改 め、 別 表 第 八 十 の 表 中

38	39	40	41	41	42	42	43	43	44
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	53	54	54	55	55	56	56	57	57	58	58	59	59	60	60
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

61	61	61	62	62	62	63	63
----	----	----	----	----	----	----	----

 を

37	38	38	39	39	40	40	41	42	43	44	45	45	46	46	47
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

47	48	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	57	57	58	58	58	59	59	59	60	60	60	60	61	61
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

62	62
----	----

 に、

26	26	27	27	28	28	29	29	30	30	31	31	32
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

 を

25	26	26	26	26	27	27	27
----	----	----	----	----	----	----	----

28	28	28	29	30	31
----	----	----	----	----	----

 に 改 め、 別 表 第 八 六 の 表 中

26	27	28	28	28	28	29	29	29	29	30	30
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

30	30	31	31	31	31	32
----	----	----	----	----	----	----

 を

25	26	26	27	27	28	28	29	29	29	29	30	30	30	30	31	31
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

31
31

に改め、別表第八下の表中

42	42	43	43	44	44	45	45	45	46	46	46	47	47
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

41

42	42	42	43	43	43	44	44	44	45	45	46	46
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改める。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を次のように改正する。

第七十一条第一号中「百分の百九十五」を「百分の百九十」に、「百分の二百三十五」を「百分の二百三十」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 第二条の規定（一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（以下「給与規則」という。）別表第八の改正規定に限る。）による改正後の給与規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。
- 第二条の規定による改正後の給与規則（以下「改正後の給与規則」という。）第七十一条の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

(経過措置)

- 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の給与規則の規定による号給が第一条の規定による改正前の給与規則（以下「改正前の給与規則」という。）の規定による号給に達しない職員、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の給与規則の規定にかかわらず、改正前の給与規則の規定による号給とするものとする。
- この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第五号

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員の退職手当に関する規則（昭和二十九年石川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十三条第二項中「起算して一箇月以内」を「基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の翌日から起算して四年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が四年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

別記第五号様式（裏）中

- この票の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭の上提出すること。ただし、退職後公共職業安定所に出頭しない場合は退職の日の翌日から1年以内に再び職員となった場合には、この票を再就職した任命権者に提出すること。

- 「
- 2 この票の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭の上提出すること。ただし、退職後公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から1年以内に再び職員となつた場合には、この票を再就職した任命権者に提出すること。
 - 3 基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間（これを支給期間という。）であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、石川県職員の退職手当に関する規則第13条第2項に定める所定の期限までに知事に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間（最大限4年）となること。
- 」

「待機日数」を「待期日数」に改める 回審式（別紙）中

<input type="checkbox"/>	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職	こ を
<input type="checkbox"/>	(3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職	
<input type="checkbox"/>	(4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	(5) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	(6) 退職勧奨	

<input type="checkbox"/>	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職	こ
<input type="checkbox"/>	(3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	(4) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>	(5) 退職勧奨	

改める。

別記第十五号様式（表）中「公共職業安定所長」を「任命権者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和元年十二月十四日前に退職した者がこの規則による改正前の石川県職員の退職手当に関する規則（以下「旧規則」という。）第十一条の二第三号に該当する場合には、この規則による改正後の石川県職員の退職手当に関する規則（以下「新規則」という。）第十一条の二に規定する石川県職員退職手当条例第十条第一項に規定する人事委員会規則で定めるものとみなす。

3 新規則第十三条第二項の規定は、新規則第八条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して四年を経過する日がこの規則の施行の日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して四年を経過する日がこの規則の施行の前日にある者からの申出については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている旧規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。

5 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。